

令和4年4月13日

指名停止措置を行いました

～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、東京総合管理株式会社に対し、契約締結を辞退したことから指名停止3ヶ月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

東京総合管理株式会社は、令和4年2月24日に開札した、小樽開発建設部発注の「小樽開発建設部労働者派遣（一般事務）（単価契約）」の落札者となりましたが、配置人員の確保が困難であることを理由に契約締結を辞退したことから、指名停止措置を行うものです。

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
東京総合管理株式会社	東京都西東京市田無町5丁目4番8号

2. 指名停止措置期間：令和4年4月13日～令和4年7月12日（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 臼井 義晃（内線5703）

開発監理部 会計課 開発事務専門官 安藤 慎吾（内線5832）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>